

2019年4月16日

一般社団法人中部産業連盟  
Pマーク審査センター

「消費税法改正に伴うプライバシーマーク付与に係る料金の変更について」

2012年8月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」により消費税法の一部が改正されました。その後、2013年10月1日に表明された政府方針、および2016年11月の税制改正により、消費税率は、2019年10月1日から10%に引き上げられることとなりました。

これに従い、プライバシーマーク付与に係る料金は変更になりますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願いいたします。

1. 申請料、審査料および付与登録料について

事業者の皆さまにご負担いただきます申請料、審査料および付与登録料は次のように変更になりますので、ご確認ください。

現行の料金表

単位：円（消費税8%込）

種別	新規のとき			更新のとき		
	小規模	中規模	大規模	小規模	中規模	大規模
申請料	51,429	51,429	51,429	51,429	51,429	51,429
審査料	205,715	462,857	977,142	123,428	308,572	668,571
付与登録料	51,429	102,858	205,715	51,429	102,858	205,715
合計	308,573	617,144	1,234,286	226,286	462,859	925,715

消費税法改正後の料金表

単位：円（消費税10%込）

種別	新規のとき			更新のとき		
	小規模	中規模	大規模	小規模	中規模	大規模
申請料	52,382	52,382	52,382	52,382	52,382	52,382
審査料	209,524	471,429	995,238	125,714	314,286	680,952
付与登録料	52,382	104,762	209,524	52,382	104,762	209,524
合計	314,288	628,573	1,257,144	230,478	471,430	942,858

注) 本体価格と改正後の料金

本体価格は、現行の総額表示額に(100/108)を乗じて、1円未満を切り上げて算出しています。

また、消費税法改正後の料金は、この本体価格に（1.1）を乗じた結果の1円未満を切り捨てて算出しています。

例：小規模審査料 205,715 円の場合

本体価格： 205,715 円 × (100/108) = 190,476 円 85 銭 → 190,477 円  
 改正後の審査料： 190,477 円 × 1.1 = 209,524 円 7 銭 → 209,524 円

各料金（申請料、審査料、付与登録料）に適用される消費税率は、それぞれの基準日によって異なりますので、ご確認ください。

#### < 基準日 >

- 申請料・審査料：現地審査日  
 ※現地審査が終了した日です。なお、現地審査が2日以上にわたって実施された場合はその最終日です。
- 付与登録料（新規）の場合：付与適格決定日
- 付与登録料（更新）の場合：付与適格決定日と有効期間開始日の組み合わせ  
 ※付与適格決定日とは文書審査および現地審査の結果に基づき、審査機関がプライバシーマーク付与適格性の有無を決定した日（審査会日）です。  
 ※有効期間開始日とは、プライバシーマーク付与適格性決定後、契約が開始する日です。

種別		基準日	消費税率 8%	消費税率 10%
申請料・審査料		現地審査日	2019.9.30 まで	2019.10.1 以降
付与登録料	新規	付与適格決定日（審査会）	2019.9.30 まで	2019.10.1 以降
	更新	付与適格決定日（審査会） + 有効期間開始日	2019.9.30 まで + 2019.9.30 まで	2019.9.30 まで + 2019.10.1 以降
		付与適格決定日（審査会）	—	2019.10.1 以降

#### 【例 1：新規事業者】

・現地審査：2019.10.15、付与適格決定日（審査会）：2019.12.16  
 →申請料、審査料、付与登録料：10%

#### 【例 2：新規事業者】

・現地審査：2019.8.15、付与適格決定日（審査会）：2019.10.21  
 →申請料、審査料：8%、付与登録料：10%

#### 【例 3：更新事業者（有効期間開始日：2019.9.25）】

・現地審査：2019.8.15、付与適格決定日（審査会）：2019.9.17  
 →申請料、審査料、付与登録料：8%

【例4：更新事業者（有効期間開始日：2019.10.25）】

・現地審査：2019.8.15、付与適格決定日（審査会）：2019.9.17

→申請料、審査料：8%、付与登録料：10%

2. 再現地審査の費用について

現地審査後、事業者の事業内容又は実施体制に著しい変更が生じた場合、必要に応じ実施させていただく再現地審査の費用は次のように変更になります。

再現地審査の費用に適用される消費税率の基準日は、再現地審査日になります。

単位：円

科目	現行料金（消費税8%込）	消費税法改正後の料金（消費税10%込）
基本料金	51,429	52,382
時間単価／人	20,571	20,952
合計	（基本料金）＋ 時間単価／人 × 審査時間 × 審査人数	

この件に関するお問合せ先

一般社団法人中部産業連盟

Pマーク審査センター

TEL：052-931-7701

FAX：052-931-7702

E-mail:p-mark@chusanren.or.jp